

排水に係る計量器による排除汚水量の認定に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、明石市下水道条例（昭和46年明石市条例第45号）第14条第1項第2号及び第3号並びに明石市下水道条例施行規程（令和7年企業管理規程第4号）第13条第2号の規定による排除汚水量の認定のうち、排水に係る計量器（以下「排水計量器」という。）により排除汚水量を認定する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 排水計量器を設置しようとする者は、あらかじめ公営企業管理者（以下「管理者」という。）に次に掲げる書類を提出し、事前協議を行わなければならない。

- (1) 排除汚水量申告書
- (2) 給排水設備の系統を明らかにした図面（排水計量器の設置位置が記載されたもの）
- (3) 排水計量器の仕様書
- (4) 排水計量器を製造した者又は排水計量器を販売した者のうち排水計量器を製造した者と同等の見識がある者であって、現地での設置条件の確認及び精度保証をすることができるもの（以下「排水計量器製造業者等」という。）が発行する精度に関する証明書
- (5) 流量計算の手法及び計算例並びに計測方法フロー図
- (6) 係数を用いる場合においては、その係数が適合していることを示す根拠資料
- (7) 排水計量器等の精度を保つための設置条件、点検の方法が記載されている資料
- (8) 点検・メンテナンス計画書

(排水計量器の要件)

第3条 管理者は、前条の事前協議があったときは、その内容について審査し、排水計量器が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該排水計量器により排除汚水量の認定を行うものとする。

- (1) 計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第5号イ(7)に規定する排水積算体積計、同条第6号ロに規定する排水流速計又は同上第9号ロに規定する排水流量計であって、日本産業規格B7557に適合するものであること。
- (2) 次に掲げる要件を全て満たす排水流量計であること。
 - ア 排水計量器の製造業者が、計量法（平成4年法律第51号）第40条第1項の規定による事業の届出を行った者であること。
 - イ 最大許容器差が、日本産業規格B7557に定める基準を満たしていること。
 - ウ 静水時（静止時）に0立方メートルを計測していること。
 - エ 停電時でも測定記録が残るものであること。
 - オ 調整装置及び補正装置を排水計量器の外部で接続するときは、封印できること。
 - カ 係数の変更ができる場合にあっては、日量、更正係数に係る数値及び変更履歴について少なくとも1年間の記録を確認することができること。

(排水計量器の設置)

第4条 前条の規定により要件を満たすものとされた排水計量器を設置する者（以下「設置者」という。）は、当該排水計量器の設置条件、維持管理等に関する内容について、排水計量器製造業者等から十分な説明を受けた上で設置を行うものとする。

- 2 設置者は、排水計量器を設置したときは、当該排水計量器に係る各種設定、計測精度等について管理者の確認を受けなければならない。

(排水計量器の点検)

第5条 設置者は、排水計量器製造業者等の立会の下、排水計量器の仕様に定める方法及び時期に当該排水計量器に係る点検及び計測精度の測定（以下「点検等」という。）を行うものとする。

2 設置者は、点検等を行ったときは、速やかに点検等の結果を管理者に報告しなければならない。

(設置者の誓約)

第6条 設置者は、排水計量器による排除汚水量の認定に関して、誓約書(別記様式)を提出するものとする。

(排除汚水量の認定)

第7条 管理者は、設置者が次のいずれかに該当する場合は、排水計量器による排除汚水量の認定を行わないものとする。

- (1) 排除汚水量の試験を日本産業規格に従い行っていないとき。
- (2) 少量を計測しない機能（ローカット機能）を使用しているとき。
- (3) 計測のための係数がある場合にあっては、管理者の許可なく係数の変更を行ったとき又は遠隔操作で係数の変更を行ったとき。
- (4) 第5条第1項の点検等を行わなかったとき。
- (5) 第5条第2項に規定する点検等の報告をしなかったとき。
- (6) 排水計量器に耐用年数が明記されている場合にあっては、当該耐用年数を超えて使用したとき。
- (7) 設置者又は排水計量器製造業者等が、虚偽の申告その他不正の行為により使用料の徴収を免れたとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が排水計量器による計測が適正に行われていないと認めるとき。

2 前項の規定により排水計量器による排除汚水量の認定を行わなかったときは、合理的な方法により排除汚水量を認定することとする。

(故障等測定困難な場合)

第8条 設置者は、排水計量器の故障、停電等により欠測が生じたときは、管理者にその旨を直ちに報告するとともに、当該欠測の記録を示す書面を提出し、測定が困難な状態を速やかに解消しなければならない。

(変更の届出)

第10条 設置者は、排水計量器を更新したときその他第2条各号に掲げる書類の内容に変更があったときは、管理者に変更内容を記した書類を提出しなければならない。

(報告等の徴収)

第11条 管理者は、排水計量器の設置及び維持管理に関し必要があると認めるときは、設置者及び排水計量器製造業者等に報告を求めることができる。

(廃止の届出)

第12条 設置者は、排水計量器を廃止したときは、管理者に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際現に設置している排水計量器であつて排除汚水量の認定のために使用されているものについては、この基準により設置され、当該排水計量器

について管理者の確認を受け及び管理者に誓約書が提出されたものとみなしてこの基準の規定を適用する。